

## 国際分類第 8 版対応の書換ガイドライン発行にあたり

商品区分及び商品の書換は、書換申請時に効力を有する商品区分及び商品の国際分類の版に即して行わなければなりません（商標法附則第 2 条第 1 項）。

本書は、体系の異なる旧商品区分及び商品（平成 4 年 3 月 31 日までに出版されたもの）を現在の商品区分及び商品に書き換える際に書換申請を行う商標権者の書換に係る負担を軽減し、書換制度を円滑に運用することを目的として、平成 9 年に初版（国際分類第 7 版対応）が発行されました。

この度、国際分類が第 7 版から第 8 版へと移行（平成 14 年 1 月 1 日発効）されることにもない、我が国は、これを履行するために、商品及び役務の区分を定める商標法施行令別表第一の一部改正（平成 13 年政令第 265 号 平成 13 年 8 月 8 日公布）及びこの商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成 13 年経済産業省令第 202 号 平成 13 年 10 月 2 日公布）を行いました。

そこで、これらの改正に対応した新たな「書換ガイドライン」を〔国際分類第 8 版対応〕として発行することといたしました。

本書が、書換申請のために活用され、今後とも書換制度の適切かつ円滑な運用の手助けになることを期待します。

平成 13 年 11 月

特許庁審査業務部商標課長

田邊 秀三